

中小企業デジタル人材育成研修（経営層向け研修）事業 実施委託業務 仕様書

1 事業名

中小企業デジタル人材育成研修（経営層向け研修）事業実施委託業務

2 事業の目的

中小企業の経営層等を対象にした研修を実施することで、経営課題解決及び企業価値向上に資するデジタル化の必要性を啓発する。

3 事業内容

- (1) 実施体制の構築
- (2) 中小企業の経営層向け研修の実施
- (3) 成果報告会の実施

4 委託業務

(1) 実施体制の構築

事業の実施に必要な知識及び経験を持つ者を配置した実施体制を構築すること。

(2) 中小企業の経営層向け研修の実施

中小企業の経営層等を対象とし、経営課題の抽出や経営計画策定のほか、生産性向上等による企業価値の向上に向けたデジタル技術活用方法や効果などを習得するための研修会を以下のとおり開催すること。

ア 研修会の企画

以下の要件を満たす研修を企画すること。

(ア) 参加対象

中小企業の経営層

※支援機関（商工会、商工会議所、教育機関、行政機関、金融機関など）の職員等の参加も認める。

(イ) 回数

4回以上

(ウ) 開催形式

- ・ 講義形式及びグループワーク形式により対面で実施することとし、本県と協議しながら効果的なカリキュラムを策定すること。
- ・ 独立した研修ではなく、複数回の講義を連続受講する形式とすること。

イ 参加者の募集

(ア) 周知方法

研修の内容や目的を明確に伝える案内資料（チラシ）やメールマガジンを作成し、県内支援機関へ配布することに加え、他の支援機関が開催するセミナー等での周知活動など、研修開催を能動的に広くPRすること。

(イ) 参加人数

参加人数は、対面研修（累計）とオンライン配信を合計して80人以上とすること。

ウ 研修会の開催

(ア) 開催時期

2025年8月から2026年1月までの間

(イ) 開催場所及び方法

本県と協議の上、設定すること。

(ウ) その他

- ・ 研修の全部または一部を録画し、一定期間アーカイブ配信を実施すること。なお、配信する内容や期間、プラットフォーム等は本県と協議の上、設定すること。
- ・ 研修終了後、参加者に対してアンケートを実施し、研修効果を評価すること。

(3) 成果報告会の実施

本事業で得られた成果を広く県内企業へ広く周知するため、成果報告会を開催すること。

ア 開催時期：2026年2月～3月

イ 開催形式：原則として現地開催及びオンライン配信のハイブリット開催

ただしワーキンググループ等のオンライン配信では効果が薄い方法により実施する場合には、現地でのみの開催も可

ウ 対象者：あいち産業DX推進コンソーシアム会員を中心とした県内企業等

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

- (1) 人件費：専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費：事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費：テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費：事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費：事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費：一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料：事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他：本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果物

- ・ 事業実施報告書（A4判） 2部
- ・ 上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1式
- ・ その他県が指示したもの

7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

8 その他

- (1) 事業実施や事業周知は、県の他事業およびあいち産業DX推進コンソーシアム、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (2) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。

- (4) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (5) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。